令和3年3月玉川村議会定例会

議事日程(第5号)

令和3年3月11日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号 令和3年度玉川村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第23号 令和3年度玉川村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第24号 令和3年度玉川村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第25号 令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第26号 令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第27号 令和3年度玉川村上水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第30号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第 1号 玉川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 発議第 2号 玉川村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 請願の処理について(委員長報告)
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 日程の追加
- 日程第21 発議第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

出席議員(12名)

1番 須藤安昭君 2番 林 芳子君

3番 小針 竹千代 君 4番 石井清勝君

5番 渡邊 一雄 君 6番 小林徳清君

7番 大和田 宏 君 8番 飯 島 三 郎 君

9番 西川良英君 10番 三瓶 力君

11番 塩澤重男君 12番 須藤利夫君

欠席議員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井康夫 主 査 大竹絵美子

説明のため出席した者の職氏名

村 長 石森春男君 副 村長 須釜泰一君

教 育 長 鈴 木 文 雄 君 総 務 課 長 塩 澤 理 博 君

住民課長 塩田 敦君 税務課長兼 車田 ヨシ子 君 会計管理者 車田 ヨシ子 君

| 産業振興課長 | 健康福祉課長 | 曲 山 知賀子 君 | 兼農業委員会 | 溝 井 浩 一 君 | 事 務 局 長

地域整備課長 須田潤一君 教育課長 須釜信一君

公 民 館 長 小 針 武 彦 君

◎開議の宣告

○議長(須藤利夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(須藤利夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第22号~議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第1、議案第22号 令和3年度玉川村一般会計予算についてから、 日程第6、議案第27号 令和3年度玉川村上水道事業会計予算についてまでの6議案については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

以上、6議案については、さきに説明をしておりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、議案第22号 令和3年度玉川村一般会計予算についての歳入についての質疑を許します。

6番、小林徳清君。

- ○6番(小林徳清君) 45ページのところでございます。雑入です。説明の項のところの行政 区砕石負担金33万。今回、予算計上はなぜでしょうか。
- **〇議長(須藤利夫君**) 地域整備課長、須田潤一君。
- 〇地域整備課長(須田潤一君) ただいま、小林議員のご質問でございます。

45ページの行政区砕石負担金33万円の計上でございますが、前年、単なる雑入として歳入 としていたものを、今回きちっと砕石負担金として項目を設けたものでございまして、新た に負担を強いるものではなくて、項目を新たに設けたということでございます。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

11番、塩澤重男君。

○11番(塩澤重男君) 歳入部分の中で、ほとんどの科目で減収になっているんですけれど も、増えているのもあるんです。増えている科目。

25ページの村税、市町村たばこ税、これ前年度よりも320万ほど増加しているんですけれども、この理由です。

それから、29ページの法人事業税交付金、これが前年度よりも470万円ほど増えています けれども、なぜ増えているのか。

それから、もう1点ですけれども、34ページの国庫支出金の中で、教育国庫補助金の中で、 へき地児童生徒援助費補助金620万円ほどありますけれども、これの性質というんですか、 内容についてお知らせください。

以上です。

- ○議長(須藤利夫君) 税務課長、車田ヨシ子君。
- ○税務課長兼会計管理者(車田ヨシ子君) 11番、塩澤議員の25ページ、市町村たばこ税に係るご質問でございますが、市町村たばこ税につきましては、令和3年10月から一部税率がまた変更になりまして、1本当たりの税率が上がります。それによりまして、9月までは現行の税率で、10月以降は値上がりした税率で計算したところ、この金額が今回、令和2年度に比べて増額となっております。ちなみに、今の税率は1本6.122円で、10月以降は6.552円になる予定となっております。

以上です。

- 〇議長(須藤利夫君) 教育課長、須釜信一君。
- ○教育課長(須釜信一君) 34ページの国庫支出金で、教育費国庫補助金、へき地児童生徒援助費等補助金の内容はということでございますが、この補助金は、中学生の生徒、旧須釜中学校の学区内に住んでいる生徒の通学バス運行にかかる費用に対する補助金でございます。
- ○議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 11番、塩澤議員のご質問で、29ページの法人事業税交付金について、なぜ増えているのかというご質問でありまして、この法人事業税につきましては昨年度から設けられたものでございまして、昨年の試算につきまして、県で示されている試算に基づきまして初めて算定したんですけれども、その際に、安全側を取りまして、25万6,000円という数字を計上したところであります。ところが、令和2年度の法人事業税についての内示がありまして、それの試算に基づいて、さらに令和3年度の試算をしましたところ、500

万円という数字になっておりまして、県の試算に基づく金額ということでご理解をいただき たいと思います。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。2番、林芳子君。
- ○2番(林 芳子君) 24ページの村税の中の固定資産税の2番、国有資産等所在市町村交付金の現年度分がかなり増えているんですが、その分はなぜ増えているのかと、あと29ページの地方特別交付金の中で、住宅借入金等特別税額控除特例交付金も増えております。

その次に、減額されているもので、震災復興特別交付金が3億3,000万ほど減額されていますが、これの影響は、どの辺に、どのように及ぶのかをお聞かせ願います。

増えている分については、なぜ増えているのかお聞かせください。

- 〇議長(須藤利夫君) 税務課長、車田ヨシ子君。
- ○税務課長兼会計管理者(車田ヨシ子君) ただいまの22番、林議員からの24ページにかかる 国有資産等所在市町村交付金が増えている理由についてでございますが、こちらについては、 県と国のほうの通知に基づきまして、税務課のほうで試算しておりますので、そちらの試算 のほうが若干増えているという状況にあるのだと思われます。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 2番、林議員のご質問でありまして、29ページの、まず地方特例 交付金の節の1、減収補てん特例交付金456万8,000円で、住宅借入金等特別税額控除特例交 付金が増えているのはなぜかというご質問ですが、これについては、国が行っております所 得税、住民税の減税に伴いまして、それに対する補塡でございますので、減税分が増えてい るというふうにご理解いただければよろしいかと思います。

それから、下の地方交付税の説明の中に、震災復興特別交付税が3億円近く減っているが 影響はないのかというご質問でありますが、これについては、石川地方生活環境施設組合へ の負担金について、令和2年度に3億円以上の負担金を負担をしていたわけなんですけれど も、それが令和3年度にはなくなるということで、歳出についてもなくなりますので、影響 はないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を許します。 1番、須藤安昭君。

○1番(須藤安昭君) ちょっと余計な話を冒頭にさせていただきます。

野党だとか与党とか、裏工作とかという、そういうような言葉が雑誌に載ると困りますので、私は、村民にとって何がベターなのか、何がベストなのか、そういったことを最優先に考える村民与党である、そのように申し上げさせていただきます。

さて、観光物産協会の件なんですが、何か新しい企画事業があるのか。観光物産協会の令和元年、2年、3年の事業計画書を確認しましたが、新しい内容がありませんでした。一昨日の説明で、かめまんから仕入れして売るという話を聞き、大変失望しました。村には、加工施設設備は万全に整い、加工場の従業員も3名おります。観光協会には2名おります。それに、草野農園さんに声をかければ6人います。材料は手元にあります。なぜ、つくって売るという発想がなかったのか、とても残念です。

質問は2つあります。

現在、加工品をこぶしの里で仕入れして販売していることと、観光協会で仕入れして販売 するということ、この商流の違い、あるいは狙いは何ですか。利益をどこで取るというだけ の話なのでしょうか。これが1点です。

2点目は、今回予算に計上した200万円の取扱いはどのようになるのか、お尋ねします。

- 〇議長 (須藤利夫君) 産業振興課長、溝井浩一君。
- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(溝井浩一君) 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

加工場の形態につきましては、あくまでも農業生産者が持ち込んで、自分で加工する、それを補助するということで進めております。持ち込んだ農家さんが加工して販売をするというところが、加工場の現在の役割でございます。

もう1つありましたこぶしにつきましては、別会社でございますので、私のほうからちょっと答えることができません。

あともう1つ、村の観光物産協会のほうの、今回かめまんに発注した分については、県の補助事業を使いまして、ある企業とコラボをするという目的がございます。新たなそういう業者を使ってやるということで、今回は村の特産品を使うということが一つの補助要件でございましたので、その中でさるなしを取り上げてみました。さるなしについては、ピューレとか、粉末とか、いろんな種類がございます。それを使いましてある程度の調合ができるのは、やっぱり業者さんの経験を使ってということで行いました。企業につきましては10社あ

ったんですけれども、その中で手を挙げてくれたのは、今やっていますかめまんさんでございました。

加工場につきましては、加工施設にお願いしてやろうとすると、そのノウハウがまだ備わっていないので、その調合の仕方、あとは販売するロット、個数でございます、現在、加工場でも自分でつくって、こぶしの里のほうに出してはいますけれども、数が1,000、2,000という数がちょっとできないということが一つございます。

2つ目のご質問の200万の件でございますが、今回予算を伴う条例案ということで、前に提出させていただきました。これについては自治法に定められておりまして、222条に規定がございまして、予算を伴う条例と予算措置の考え方ということで縛りがございます。さきに条例を出して、後で予算をつけるというところはやってはならないというような規定でございますので、同時か、さきに予算を組んで、その後条例というような方策でいきます。今回、200万を活用する条例が決まっていませんので、今後補正等で減額をするか、新たに条例を、質問にあったご意見を取り入れて、貸付金の額とか、償還の期間とか、それを短縮しながらできるかどうか、再度検討して進めていきたいというような考えでおります。予算については、そのような予算措置で計上されております。

以上でございます。

- O議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 - 6番、小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) それでは、86ページ、児童福祉費、説明の中で、認定こども園運営事業補助金、昨年に比しまして1,200万増えています。この増の訳をお聞かせください。

それと、106ページ、農業費であります。説明の中に、森林再生事業委託料6,600万は、どこで、面積は。

それから、117ページ、住宅費、委託料、説明の中に、実施設計委託料275万円は、どこで、 内容を、伺います。

- 〇議長(須藤利夫君) 教育課長、須釜信一君。
- ○教育課長(須釜信一君) ただいま、6番、小林議員の86ページ、児童福祉費の認定こども 園運営事業補助金が増えているが、その理由はというご質問でございますが、その下にあり ます扶助費で、子どものための教育・保育給付ということで、今年度1億6,806万8,000円計 上しております。これ、昨年に比べまして1,000万ほど減額となっております。この理由は、 こども園で見込んでおります子供の保育、教育等を施します子供の人数でございますが、14

人ほど減る見込みでございます。そのために、保育、教育に要する費用が、経費も落ちますので、この子どものための教育・保育給付が減額になります。こども園の運営事業に係る全体の経費としましてはそれほどの増減はございませんので、この収入が減る分、こども園の運営事業費補助金ということで増えていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(須藤利夫君) 産業振興課長、溝井浩一君。
- O産業振興課長兼農業委員会事務局長(溝井浩一君) 6番、小林議員のご質問にお答えいた します。

ページが、105と言われたんですけれども、106でございます。106の一番下でございます。 説明の一番下で、森林整備事業委託料の関係6,600万につきましては、まず面的森林再生の 工事でございます。工事につきましては、小高地区村民グラウンドの東側を行う予定でおり ます。面積については、約14ヘクタールでございます。

続きまして、次年度に向けた計画を立てるために予定しておるところが2か所ございます。 1つは、小高地区で村民グラウンドの西側、それが12へクタール。引き続き蒜生地区、その グラウンドに続いています蒜生地区についても12へクタールということで、計画につきまし ては2地区を予定しております。

以上でございます。

- 〇議長(須藤利夫君) 地域整備課長、須田潤一君。
- ○地域整備課長(須田潤一君) ただいまの、小林議員の質問の117ページになります。

住宅費の12の委託料の3番、実施設計委託料275万の内容でございますが、全員協議会でもお話しさせていただいたんですが、長寿命化改修工事として、玉川団地の1号棟の外壁に係る改修の実施設計委託となっております。

O議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

11番、塩澤重男君。

○11番(塩澤重男君) 83ページをお願いします。83ページの右ページの中で、児童福祉総務費の中の委託料、屋内遊び場管理業務委託267万3,000円とありますけれども、これは補助金と、それから使用料が入ってくるわけですけれども、この事業に関しましては、初期の目的はもう既に達成したと思われますので、この見直しというのはないんでしょうか。いつまで続けるのか伺います。

それから、88ページの予防費の中で委託料、予防接種委託料5,500万円ほどあります。これはコロナの予防接種かと思いますけれども、これは接種場所、それから誰に頼むのか、

我々住民が受ける体制、それについて伺います。

それから、もう1点ですけれども、98ページの農業費の中で、18番の負担金補助及び交付金の中で補助金、農業地利用集積助成金55万2,000円とありますけれども、ここで、耕作放棄地解消には重要な施策かと思っておりますけれども、金額にしては大分少ないんです。これ予定している戸数と面積について伺います。

以上です。

- ○議長(須藤利夫君) 健康福祉課長、曲山知賀子君。
- ○健康福祉課長(曲山知賀子君) 11番、塩澤議員のただいまのご質問についてですが、まず、屋内遊び場補助金ということで、10年、震災から経過をしまして、当初の目的は達成したのではないかと、いつまでやるのかというご質問についてですが、こちらについては、見直しをやはりしなければならないかなというところで、一時検討をさせていただいたときもあったんですが、この事業を委託しております福島空港ビルのほうと協議させていただきまして、今後どうしようかというところで話合いをいたしました。空ビルとしては、飛んでいる飛行機も減りまして、本当に空港が寂しい状態になってきているので、この遊び場をなくしてしまうと、空港を訪れてくださる人とかも本当に減ってしまって、空ビルさんとしては、にぎわいづくりのためにも、これからもちょっと継続をしてやっていただきたいというような希望がございました。

福島県の遊び場に関する補助金というのも、現状まだ、いつなくなるというような話ははっきり出てきておりませんので、補助事業があるうちは委託をして、遊び場のほうを継続して運営していこうというようなところで話のほうはまとまっているところでございます。当面実施をする予定でございます。

2つ目の予防費、今回額のほうが、新型コロナウイルスワクチンにかかる接種費用、大変 高額になるので、その分でかなり増額になっているところですが、接種の対象者につきまし ては、先行接種というか、優先接種として、まず高齢者から接種をするということで考えて おります。

接種の方法につきましては、高齢者に関しては集団接種を予定しておりまして、集団接種の会場としては、たまかわ文化体育館を予定しております。

集団接種を担当してくださる方は、村内医療機関の医師及び看護師ということで、各医療機関とは、必要に応じまして打合せを設けておりまして、具体的にどういうふうに進めるかというような話合いのほうはさせていただいております。

現状、ワクチンの供給スケジュールが、この時期になっても全く玉川村にいつワクチンやりますよという話が来ておりませんので、具体的に何月何日から接種を始めますとはっきりした日にちをお示しできない状況にはあるんですが、いつワクチンが入ってきても、いいように準備のほうは整えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(須藤利夫君) 産業振興課長、溝井浩一君。
- **○産業振興課長兼農業委員会事務局長(溝井浩一君**) 11番、塩澤議員の質問にお答えいたします。

現在、農業委員会で農地利用の集積関係を担っておるんですけれども、令和3年度に農地銀行に登録されている方がございまして、再設定が見込まれる方を算出しております。場所的につきましては、登録されているのは、北須釜、岩法寺地区から出ているものでございます。これで約35万くらいの金額を見込んでおります。

それと、新規に集積をしたいというのを、見込みでございますが、100アールを見込んでおります。これにつきましては、1アール当たり1万円の補助ということになります。

あともう1つは、中間管理機構が集積を予定しています、100アールを予定しております。 これも1アール1万円というようなことで、トータルを計算しまして55万2,000円というような算出でございます。

登録されている方は分かってはいるんですけれども、ある程度見込みということの数字で 計上させていただいております。

以上でございます。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 2番、林芳子君。
- ○2番(林 芳子君) 79ページの一番下にあります人工透析患者通院交通費なんですが、これは個人自家用車での通院を認めるというか、それとも公共交通手段じゃないと駄目なのか、その辺を。どのような乗り物なのか、それと、限度額はどこまであるのか。

もう1つが、80ページの21で、住宅改修費等助成費20万とありますが、どの範囲の改修までを見込んでおり、限度額があるのでしょうか。それと、今までに申請は何人くらいありましたか、教えてください。

- ○議長(須藤利夫君) 健康福祉課長、曲山知賀子君。
- **〇健康福祉課長(曲山知賀子君)** ただいまの2番、林議員のご質問についてですが、まず、

79ページの人工透析患者の通院交通費ということで、自家用車、公共交通機関、何が対象になるのかというご質問についてですが、どちらも対象になります。自家用車でも、バス、電車のどちらを使っても対象になります。限度額については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお調べしてお伝えをしたいと思います。

続いて、80ページの住宅改修費についてですが、こちらについては、障害のある方が自宅でのご生活をしやすくするというような名目での住宅改修となっておりますので、例えば、スロープをつけるでしたり、手すりを廊下につけるでしたり、そういった改修費の助成になります。限度額と、今まで何人の方が利用されたかというのは、情報をちょっと今持ち合わせておりませんので、お調べしてお話ししたいと思います。

以上です。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 4番、石井清勝君。
- ○4番(石井清勝君) 62ページ、9番の企画費の12番の委託料のオープンイベント支援業務委託料200万、その下の定常イベント運営支援業務委託料90万、それから、64ページの10番の地域創生費の中の委託料で、オープンイベント支援業務委託料103万4,000円、これはどういう内容だか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 4番、石井議員のご質問でありますが、まず、62ページの委託料の説明の欄、下から2つ目、オープンイベント支援業務委託料200万と、定常イベント運営支援業務委託料とありますが、この内容はというご質問でありますが、両方とも、旧須釜中学校をサテライトオフィスということで改修して運営していこうという計画がありますが、令和3年度の年度途中、第3、4半期始まりのあたりに、そういった主に今やっておりますコワーキングスペース、今実証実験中でありますけれども、それらを一旦オープンのイベントを実施して情報発信をしていきたいということで、業者に委託したいという考えであります。

その次の90万については、毎月、月1回程度、小さいイベントを開催しながら、そのイベントについても情報発信をしながら、旧須釜中学校でこういうことをやっているよというのを一般の皆様方にお知らせしながら、情報発信していくというものであります。

次に、64ページの12の委託料、下から2つ目のオープンイベント支援業務委託料103万 4,000円とありますが、これについては、現在整備を進めております観光交流施設、森の駅 yodgeのオープンに際しまして、村として情報発信をするための委託料ということを考えております。

以上であります。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。 4番、石井清勝君。
- ○4番(石井清勝君) 1つ追加質問をお願いしたいんですけれども、64ページの先ほどの12番の委託料の指定管理委託料600万、これ民報と民友に四・の委託料900万と出たんですけれども、これは村民が900万というイメージがあるので、どうなっているか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 4番、石井議員のご質問で、64ページの12の委託料の説明の一番 最後、指定管理委託料600万円について、新聞社の報道で900万となっているがというお話で ありますが、今回、3月議会定例会が3月5日に開会しまして、その夕方、議案書等を頂き に参りまして、その際に、総務課のほうでも新年度予算についての概要を説明しております が、主な主要な施策について説明しておりますが、この予算書にありますように、観光交流 施設、森の駅 y o d g e についての指定管理委託料は600万ということでありまして、900万というのをどういうふうに捉えて記事にしたかは、ちょっとこちらでは分かりかねるところでございます。
- 〇議長(須藤利夫君) 4番、石井清勝君。
- ○4番(石井清勝君) 分からないと思うんですけれども、一応新聞には出ているので、これ、 村民は新聞を見てやっているので、訂正を村として出してほしいと思いますので、どうでしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 4番、石井議員のご質問でありますが、間違いについて正すべきではないかというご質問でありますけれども、まずその900万について、新聞社のほうでどういうふうに捉えたのかというのを確認することが大事かなと思います。その上で、間違いであれば訂正していただけるようにお伝えしたいというふうに思います。

以上であります。

O議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

- ○6番(小林徳清君) 先ほど児童福祉費のところで質問いたしまして、答弁に教育課長に言っていただきましたが、先ほどの答弁は承知いたしましたが、この認定こども園の園児、昨年度は20名増えて、予算が増額されました。今回は12名減って、また増額された。そのことは、扶助費のほうが減らされたからというような答弁でありましたが、じゃ、園児の数は、令和3年度は何名なのでしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 教育課長、須釜信一君。
- ○教育課長(須釜信一君) ただいまの6番、小林議員のご質問でございますが、令和3年度の園児の数は何名になるのかということでございますが、当初予算の当初で、こども園で予算を編成された段階では、206名ということでの予算の編成になっております。

よろしくお願いします。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 2番、林芳子君。
- **〇2番(林 芳子君)** 101ページの、12の委託料の中の道の駅管理業務委託料250万とありますが、どのような管理業務なのか。

それと、15番、原材料費60万は、どこに使う原材料、何の原材料なのか。

それと、115ページの15番の原材料費、1,600万を超す金額があるんですが、この原材料は どこに使う原材料なのか教えてください。

- 〇議長(須藤利夫君) 産業振興課長、溝井浩一君。
- O産業振興課長兼農業委員会事務局長(溝井浩一君) 2番、林議員の質問にお答えいたします。

ページが101ページの12、委託料、道の駅管理業務委託料の250万の中身でございますが、 道の駅と指定しています駐車場、トイレ、あと休憩所の、その委託分に使われる部分でござ いまして、電気をはじめまして浄化槽の管理、清掃等、浄化槽というか、トイレのほうの清 掃等の業務での金額を計上しております。

その下の15の原材料費60万でございますが、加工施設で使われるものでありまして、試作 品等の年間使われる分の材料費として計上しております。

以上でございます。

- 〇議長(須藤利夫君) 地域整備課長、須田潤一君。
- ○地域整備課長(須田潤一君) ただいまの林議員のご質問でございますが、115ページになります。節の15、原材料費の中身でございますが、各地区から要望のあった際の砕石並びに

生コンにつきましては、同じく各地区、地区ですと、60立米ずつを11地区、15立米を3区で 予定しておるのがございます。合材につきましても、各地区から要望があった舗装等の修繕 に使用するものでございます。

以上です。

- O議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 - 5番、渡邊一雄君。
- ○5番(渡邊一雄君) 1点だけお尋ねしたいと思います。64ページなんですけれども、13番のキッチンカー等リース料990万、約1,000万なんですけれども、今までの使用状況、あまりに村民の方にまだなじみもないような内容でございますので、これの成果等も踏まえてお答え願います。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 5番、渡邊議員のご質問でありますが、64ページの13、使用料及 び賃借料のキッチンカーについてであります。あまり村民の方になじんでいないようである がということでありまして、そういうご質問ですが、キッチンカーについては3台、今企業 支援ということで実施しておりますが、1台はハンバーガー屋さん、それから、もう1台は カレー屋さん、もう1台はコーヒー屋さんということでありまして、令和2年度につきましては、かなりコロナの影響でイベント等の中止が相次いだせいもありまして、そういう人が 集まる機会がほとんどないというような状況でありまして、議員がおっしゃるように、村民 の方へのPRというのは少なかったかなというふうに考えております。それで、昨年12月末 に、中地区の末広さんの駐車場をお借りしてイベントを実施したり、そういうことは昨年実 施しましたが、今後、コロナの影響が解消されて、イベント等が開催されるようになります と、そういったイベント等に合わせて、キッチンカーの周知も広がるのかなというふうに考えているところであります。

質問にありましたように、今後ともPRに努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 - 1番、須藤安昭君。
- ○1番(須藤安昭君) こぶしの里に関係する質問です。こぶしの里の売上げ、特に野菜、果物の売上げが低迷しています。イベント販売が61件ありましたけれども、このうち24件、40%が赤字であります。24件の合計内訳は、売上げ、数字は少し丸めています、売上げ500

万、仕入れ330万、宿泊費100万、交通費110万、人件費ほか110万、損益が150万円の赤字、30%の赤字であります。ただ、この数字は、去年いただいた資料からやっていますので、今年の分ではありません。

このイベント販売なんですけれども、沖縄、大阪、名古屋、東京など、その交通費、宿泊費、人件費を見ると、330万になるんですが、もう行くことが目的になっているんではないかと。本来の目的は何なのか。拡販やPRが目的だとすれば、ホームページやSNSや、それこそITを駆使して、有効的、効率的な方法があると思います。

質問は、今年度のこぶしの里に対する……

- ○議長(須藤利夫君) 1番、須藤安昭議員に申し上げますけれども、こぶしの里についての質問は、ご遠慮いただきたいと思います。
- ○1番(須藤安昭君) 分かりました。
 その内容でなくて、こぶしの里に対する今年度の補助金の総額は幾らになりますか。
- ○議長(須藤利夫君) 再度申し上げますけれども、1番議員、こぶしの里についての運営並びに諸問題等については、議会では、ここでは質問しないようにお願いしたいと思います。
- ○1番(須藤安昭君) はい、了解しました。
- ○議長(須藤利夫君) そういう決まりがありますから。
- **〇1番**(須藤安昭君) 分かりました。
- 〇議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「ちょっといいですか、議長」と言う人あり]

- 〇議長(須藤利夫君) 6番。
- ○6番(小林徳清君) 今1番が聞いているのは、補助金の総額ですよ。これは答えられるで しょう。
- ○議長(須藤利夫君) 補助金の総額、経営運営じゃなくて。 須藤安昭議員。
- ○1番(須藤安昭君) すみません、るる申し上げましたが、最終的に質問は、令和3年度、この中で何ページに、先ほどもありましたけれども、そのほかいろんな雇用対策助成金とか何とかいろいろあるとは思うんですが、最終的に到達すると、こぶしの里に対する補助金の予算総額は幾らかですかというのが最後の質問です。

前段はちょっと余計な話しましたけれども。

〇議長(須藤利夫君) 総額ですね、総額。

産業振興課長、溝井浩一君。

以上でございます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(溝井浩一君) 1番、須藤議員の質問でございます。 こぶしの里には、直接補助金というのは出しておりません。補助金についてはゼロでございます。委託料につきましては、先ほどご質問ありましたように、道の駅のトイレ、駐車場等の管理委託で出している部分が250万でございます。補助金についてはございません。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和3年度玉川村国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和3年度玉川村介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を許 します。

6番、小林徳清君。

- ○6番(小林徳清君) 13ページをお開きください。14の工事請負費であります。1億2,772万。これ玉川田村線と事前説明では伺っていますが、玉川田村線の場所で、何メーターなのか伺います。
- 〇議長(須藤利夫君) 地域整備課長、須田潤一君。
- ○地域整備課長(須田潤一君) ただいまの小林議員のご質問でございますが、13ページの工事請負費の中身でございます。

全員協議会のほうでもお話ししましたとおり、玉川田村線の総延長でございますが、延長

については、今手元にございませんが、場所的には、岩法寺地区と中地区の境から駐在所の あるところで、今回工事を行ったところの本復旧になってございます。

- ○6番(小林徳清君) 何メーターかは分からないということですね。
- 〇地域整備課長(須田潤一君) 延長は、後ほど資料でお示ししたいと思います。
- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
 次に、議案第27号 令和3年度玉川村上水道事業会計予算についての質疑を許します。
 6番、小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) 27ページの、私もかつて上水道運営協議会のほうに委嘱されていましたが、この水源地、ここに5か所ほどありますが、各水源地の1日当たりの取水量ですか、これを伺います。

それと、35ページの工事請負費、5つほどありますが、下のほうの道路整備関連配水管布設工事、道路整備工事関連3,000万、この2つ、どこですか。

もう1件ありました。同じ36ページの用地費200万円ですが、場所はどこで、面積は。予算です。

- 〇議長(須藤利夫君) 地域整備課長、須田潤一君。
- ○地域整備課長(須田潤一君) ただいまの小林議員のご質問でございますが、まず、27ページの水源地ごとの1日当たりの取水量についてでございますが、手元に資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

続きまして、35ページの工事請負費の道路整備関連配水管布設工事につきましては、全員 協議会のほうでもお話ししましたが、中-16号線に係る配水管の布設工事でございます。

下の道路整備工事関連につきましては、場所は特定してございませんが、道路を整備する に当たって、関連する工事が出てきた場合の工事費となってございます。

36ページになります。水道用地の用地費の200万円でございますが、これにつきましては、四・新田の配水地を予定しているところ、今、国有林の貸与申請のほうをしてございまして、面積のほうは確定してございませんが、それに隣接する民地がございまして、それらに係る買収費用としてございます。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩といたします。

10分間、休憩いたします。

(午前10時59分)

○議長(須藤利夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○議長(須藤利夫君) 先ほど休憩に入る前に、6番議員に、小林議員に対して、質問に対して答弁できなかった旨がありますので、ここで答弁をいただきたいと思います。

地域整備課長、須田潤一君。

- ○地域整備課長(須田潤一君) 先ほど6番、小林議員にご質問を受けた件で、農業集落排水事業の工事請負費の中の玉川田村線の総延長でございますが、約1キロを予定してございます。つきまして、上水道事業会計のほうの各水源地の取水の量でございますが、母畑ですと1,200から1,300、大谷地の1号、2号が約100トン、3号が150トン、神ノ前が100から150、奥撫の1号が20、2号が30、大まかな数字で申し訳ありませんが、そのぐらいの取水量となってございます。
- ○議長(須藤利夫君) 答弁は、以上のとおりです。

次に、議案第22号、令和3年度玉川村一般会計予算についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和3年度玉川村一般会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(須藤利夫君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度玉川村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和3年度玉川村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和3年度玉川村介護保険特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号 令和3年度玉川村介護保険特別会計予算についてを採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号 令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号 令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度玉川村上水道事業会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和3年度玉川村上水道事業会計予算についてを採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号~議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第7、議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第9、議案第30号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3議案については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長(塩澤理博君) それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長(塩澤理博君) 続きまして、議案第29号であります。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長(塩澤理博君) 続きまして、議案第30号であります。

〔朗 読・説 明〕

- ○総務課長(塩澤理博君) よろしくご審議、ご同意賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

最初に、議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第30号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第30号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第31号~議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第10、議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第12、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの3議案については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民課長、塩田敦君。

〔住民課長 塩田 敦君登壇〕

〇住民課長(塩田 敦君) それでは、議案第31号から議案第33号までについてご説明申し上げます。

まず、議案第31号であります。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長(塩田 敦君) 続きまして、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長(塩田 敦君) 続きまして、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

- **〇住民課長(塩田 敦君)** よろしくお願いいたします。
- ○議長(須藤利夫君) ただいま説明のとおりです。

最初に、議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、皆さんの意 見をいただきたいと思います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご意見がないようでございますので、これで質疑を終わります。

次に、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、皆さんの意見 をいただきたいと思います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご意見がないようでございますので、これで質疑を終わります。

次に、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、皆さんの意見 をいただきたいと思います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご意見がないようでございますので、これで質疑を終わります。 お諮りいたします。

議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任者と認めること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については適任者と認めることに決定いたしました。

次に、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任者と認めることについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については適任者と認めることに決定いたしました。

次に、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任者と認めることについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については適任者と認めることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第13、発議第1号 玉川村議会委員会条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番(石井清勝君) 発議第1号について趣旨説明をいたします。

玉川村課設置条例の全部を改正する条例に伴い、玉川村議会委員会条例で定める常任委員会の所管が変更になるため改めるものであります。

発議第10号

令和3年3月11日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 石井 清勝

賛成者 同 上 林 芳子

同 上 飯島 三郎

同 上 大和田 宏

玉川村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

玉川村議会委員会条例の一部を改正する条例

玉川村議会委員会条例(昭和63年玉川村議会委員会条例第1号)の一部を次のように改正

する。

第2条第1号中「総務課、産業振興課、税務課、地域整備課、会計室、選挙管理委員会、 監査委員、農業委員会」を「総務、財政、税務、消防交通、企画政策、農政、商工観光、土 木、住宅、上下水道」に改め、同条第2号中「住民課、健康福祉課、教育委員会」を「学校 教育、生涯学習、文化振興、戸籍住民、社会学習、保険、年金、健康推進、環境衛生」に改 める。

附則

この条例は、令和3年4月1日より施行する。

なお、新旧対照表については次のページにあります。

ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願いします。

○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから発議第1号 玉川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第14、発議第2号 玉川村議会会議規則の一部を改正する規則に ついてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番(石井清勝君) 発議第2号について趣旨説明いたします。

議員活動の家庭生活との両立支援策をはじめ、男女議員の活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護などの議会の欠席事項を整備するとともに、出産については、母体保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願の利便性の向上を図るため、議会の請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めるものであります。

発議第2号

令和3年3月11日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 石井 清勝

賛成者 同 上 林 芳子

同 上 飯島 三郎

同 上 大和田 宏

玉川村議会会議規則の一部を改正する規定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

玉川村議会会議規則の一部を改正する規則

玉川村議会会議規則(昭和63年玉川村議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

なお、新旧対照表については次のページにある。

ご審議、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから発議第2号 玉川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の処理について(委員長報告)

○議長(須藤利夫君) 日程第15、請願の処理に入ります。

かねてから付託されておりました請願第1号、請願第2号については、総務産業建設常任 委員会において調査及び審査が終了しておりますので、これよりその処理についてを議題と します。

総務産業建設常任委員長より報告を願います。

総務産業建設常任委員会委員長、石井清勝君。

[総務産業建設常任委員長 石井清勝君登壇]

〇総務産業建設常任委員長(石井清勝君)

玉川村議会総務産業建設常任委員会報告書

令和3年3月5日玉川村議会総務産業建設常任委員会を下記のとおり開催した。

記

- 1、開催の日時 令和3年3月2日 午後1時
- 2、開催の場所 玉川村議会会議室 (議員控室)
- 3、出席委員は次のとおりである。

1番 須藤安昭 2番 林 芳子 3番 小針竹千代

4番 石井清勝 5番 渡邊一雄 6番 西川良英

4、欠席委員は次のとおりである。

なし

5、執行部より出席した者は次のとおりである。

村 長 石森春男

副 村 長 須釜泰一

産業振興課長兼農業委員会事務局長 溝井浩一

地域整備課長 須田潤一

6、職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 溝井康夫

委員長は、午後1時に開会を宣言し、本委員会に付託を受けた下記請願について審議を行い、慎重に調査及び審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○請願受理番号 第1号

請願名称 村道側溝改良に関する請願

請 願 者 玉川村大字吉字上ノ入33番

吉区長 須釜勝則

紹介議員 塩澤重男

本件については、慎重に審議した結果、全員一致で採択すべきと決定した。

○請願受理番号 第2号

請願名称 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願

請願者 玉川村大字川辺字宮ノ前304番地の7

日本労働組合総連合会福島県連合会石川地区連合 議長 藁谷哲男

紹介議員 林 芳子

本件につきましては、慎重に審議した結果、全員一致で採択することを決定した。 委員長は、午後2時55分審議が終了したので閉会を宣言した。

以上、委員会の経過及び審査結果を報告します。

令和3年3月11日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

○議長(須藤利夫君) ただいまの報告のとおりです。

これから請願第1号 村道側溝改良に関する請願を採決します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願を採 決します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号については採択することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(須藤利夫君) 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長から、玉川村議会運営委員会において、会議規則第75条の規 定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「議長、用紙がない。配られていないけれども」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 失礼しました。ここで暫時休議いたします。

(午前11時41分)

○議長(須藤利夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時50分)

○議長(須藤利夫君) 日程第16から再開いたします。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長から、玉川村議会運営委員会において、会議規則第75条の規 定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(須藤利夫君) 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長から、玉川村議会総務産業建設常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(須藤利夫君) 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長から、玉川村議会文教厚生常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(須藤利夫君) 日程第19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会広報編集特別委員会委員長から、玉川村議会広報編集特別委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(須藤利夫君) ただいま須藤安昭君から発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

これより、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げ と早期発効を求める意見書の提出についてを議題にしたいと思いますが、ご異議ありません か。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時53分)

○議長(須藤利夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時58分)

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 追加日程第1、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を 求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、須藤安昭君。

[1番 須藤安昭君登壇]

○1番(須藤安昭君) それでは、発議第3号についてご説明申し上げます。

発議第3号

令和3年3月11日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 須藤 安昭 替成者 同 上 林 芳子

同 上 小針竹千代

同 上渡邊 一雄

同 上 西川 良英

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、 県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する働く者がいます。社会経済の回復 と安定が極めて必要な時期であり、働く者の努力に報いることが社会の責任でもあります。

よって、本村議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望します。

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また2019年6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円 になることを目指す。」とした方針に基づき、総合の引き上げを行うこと。
- 2 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
 - 3 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月11日

福島県石川郡玉川村議会議長 須藤 利夫

内閣総理大臣 菅 義偉 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

福島労働局長 岩瀬 信也 様

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長(須藤利夫君) 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。 村長より一言ご挨拶をお願いいたします。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

〇村長(石森春男君) 令和3年3月議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る3月5日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には慎重審議を煩わし、 そのご労苦に対し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、令和3年度当初予算をはじめ、多数の重要案件につきましてご審議を賜りました結果、議案第5号以外、いずれも原案どおり議決、ご同意を得まして、本日閉会の運びに至りましたことは、村政進展のため、誠にご同慶に堪えないところであります。

本定例会で議員各位から賜りました一般質問、ご意見、ご要望等につきまして、村政経営に生かし、職員一丸となって遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に関しても現場主義に徹し、村民の声を大事に、効率的、効果的な運用が図れるよう努力してまいりたいと考えております。

今日の地方自治体を取り巻く情勢は、新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となっており、ワクチンの接種をはじめ、感染症防止が急務であります。さらに、人口減少や少子化、高齢化など、課せられた課題や問題の解決に向けて、進取果敢に取り組んでいかなければなりません。

さて、令和2年度もあと僅かとなり、令和3年度がスタートいたします。令和の時代を迎え、機構改革を実施し、情報化やデジタル化に対処し、交流人口や関係人口の推進を図り、より多くの人に玉川村を知っていただき、移住定住へといざない、人口減少率を抑止し、地域コミュニティーの形成や地域の創生を積極的に推進してまいりたいと考えております。

今日3月11日は、東日本大震災、福島原発事故から10年となります。もう10年か、まだ10年か、それぞれ思うところがあると感じますが、私たちは復興復旧に向けて、たゆまな歩みを進めていかなければなりません。地方創生を推進し、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略や第6次玉川村振興計画後期基本計画の5つの基本方針の下、明日が輝く元気な村づくりを目指して誠心誠意努力してまいる所存でありますので、今後とも変わらないご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ですが閉会の挨拶とさせていただきます。

議員各位には健康に留意され、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(須藤利夫君) 議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をくださいまして誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

また、説明のためにご出席をくださいました執行当局の皆様におかれましても、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年3月定例会を閉会いたします。

(午後 零時08分)